

監 査 委 員

18年監査公表第7号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年 7月25日

京都府監査委員会 梅 原 勲  
 同 佐 藤 宏  
 同 道 林 邦 彦  
 同 村 山 佳 也

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

から平成18年 5月16日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 平成17年 4月に京都府営小栗栖西団地（以下「小栗栖西団地」という。）に第3・第4駐車場（以下「本件駐車場」という。）が開設された。

京都府（以下「府」という。）は、京都府住宅供給公社（以下「公社」という。）に対し本

件駐車場の管理運営を委託し、公社は、同年3月、府営宮山交通問題対策委員会（以下「宮山交通委員会」という。）を駐車場使用申込みの窓口指定し、本件駐車場使用申込みの取りまとめ及び使用料の徴収等を委託し、現在に至るもこの方法で本件駐車場を管理運営している。

イ 本件駐車場は、自治法第244条第1項の公の施設に該当するとともに公営住宅法（昭和26年法律193号。以下「法」という。）第2条第9号の共同施設に該当する。

京都府知事（以下「知事」という。）は、京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号。以下「条例」という。）第44条第1項及び京都府府営住宅条例施行規則（昭和42年京都府規則第13号）第36条第2項の規定により、公社に対して、府営住宅等に係る募集等の入居に関する事務及び広報に関する事務を委託しているが、この委託事務には、共同施設である駐車場の管理は含まれていない。

したがって、府が公社に対して本件駐車場の管理を委託することは、法及び条例に違反する違法な財産の管理に当たる。

ウ 知事は、京都府府営住宅駐車場の整備及び管理に関する取扱要綱（平成7年京都府告示第86号。以下「要綱」という。）の規定により、公社に対して、府営住宅駐車場について、自治法第238条の4第4項の規定による目的外使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を行うことで、事実上、公社に対して府営住宅駐車場の管理の委託（以下「駐車場の管理委託」という。）をしているが、目的外使用許可による本件駐車場の管理委託は法及び条例の規制を潜脱するものであって、違法である。

エ 仮に、府が公社に駐車場の管理委託をすることができるとしても、公社がその管理業務を更に団地の自治会その他の者に委託できる範囲は、要綱第8条第3項の規定によれば、駐車場及びその附帯施設の維持管理、団地内の不法・迷惑駐車に対する指導その他駐車場の使用に關し必要な事項に限られ、駐車場使用者の決定、駐車場使用契約の締結及び解除並びに駐車場使用料の徴収の事務を委託することは許されない。

公社が府営住宅小栗栖西団地連絡協議会（以下「府連協」という。）での位置付けも明らかでない宮山交通委員会に対して、本件駐車場使用申込みの取りまとめ、駐車場使用料の徴収、駐車場解約届・還付金支払請求の取りまとめを委託すること、更に公社が本件駐車場の利用について宮山交通委員会を通じて手続をするよう指導していることは要綱に違反している。

オ 公社が本件駐車場の駐車場管理業務委託契約（以下「管理委託契約」という。）を締結して

いる相手方は、府連協であって、宮山交通委員会ではない。宮山交通委員会が、本件駐車場使用申込みの取りまとめ等を行っているのは、公社と府連協との管理委託契約に違反している。

上記の主張を証する書面として、府営団地駐車場使用申込みについて（府営小栗栖西団地第3・4駐車場）、駐車場使用申込書、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書の写し、記入例、委任状（ひな形）、京都府府営住宅駐車場の管理等に関する協定書の写し、府営団地駐車場管理業務委託契約書（ひな形）、府営住宅小栗栖西団地連絡協議会規約、府営住宅小栗栖西団地自治会連絡協議会規約、小栗栖西団地駐車場対策委員会規約、府営宮山学区交通問題対策委員会申し合せ事項（規約）、府営宮山交通問題対策委員会申し合わせ事項（規約）及び「住民302」No.1・No.2 の文書の提出があった。

## (2) 請求人の措置請求

本件駐車場については、違法な管理が行われており、知事は違法に財産の管理を怠っているので、その是正のために必要な措置を講ずべきことを請求する。

## 第2 請求の受理

本件請求については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件駐車場の管理運営について、違法又は不当な財務会計上の行為としての財産の管理を怠る事実該当するかどうか。

### 2 監査対象部局 土木建築部

## 第4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成18年6月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、土木建築部住宅課職員3名が立ち会った。

2 当日は、 が出席し、請求の趣旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、新たな証拠として、宮山交通問題対策委員会収支決算報告書（2003年5月21日～2004年3月31日、2004年4月1日～2005年3月31日）の写し、「団地だより」及び公社からの「お知らせ」の提出があった。

(1) 本件駐車場については、府が公社に目的外使用許可を行い、更に、公社が宮山交通委員会に管理を委託する形で管理運営を行っているが、本来、財産管理は府が直接行うべきであり、公社が行うにしても法律及び条例に基づいて行わなければならない。府営住宅駐車場は府の財産であり、法律及び条例に則った適正な管理を求める。

(2) 本日提出の追加資料の宮山交通委員会収支決算報告書をみると、決算のイロハもわかっていない。ずさんなものであり、このような団体が府の財産を管理しているということである。

また、この団体の管理に対して、住民の中から疑問の声があることを証するため、団地内に配布された「団地だより」を資料として提出した。その中で、この駐車場の管理について、宮山交通委員会が振替依頼書で使用料を事実上徴収していることを問題にしている。

(3) 宮山交通委員会の会計責任者等の預金口座に使用料が振り込まれるので、公社に支払われるまでの間に宮山交通委員会やその会計責任者個人の債権者が、この預金債権を差し押さえることができるわけであり、これが財産の管理として適正なのか疑問である。

今、損害は生じていないとしても、このようなずさんな財産の管理によって将来的に損害を受けおそれがある。

(4) 使用料の納付収受管理が委託されているため、委託料が公社から支出されているが、駐車場の使用者が、直接公社の口座に振り込めば、宮山交通委員会への委託料は必要がない。そういう意味でも、この財産の不適正な管理によって府は損害を被っている。

## 第5 関係執行機関の陳述

1 土木建築部住宅課長に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、 が陳述に立ち会った。

2 土木建築部住宅課職員3名が出席し、住宅課長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。

(1) 府営住宅においては、従前、駐車場の整備は行ってこなかったが、入居者の自動車保有の増加や自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の改正による規制強化など社会的環境の変化に加え、平成3年度からは駐車場整備に対する国庫補助制度が創設され、府でも平成6年度から駐車場整備に着手した。

(2) 駐車場の使用については、「公営住宅の敷地内における駐車場の設置及び管理について」（平成3年4月1日付け住総発第15号建設省住宅局長から都道府県知事あて通知。以下「局長通知」という。）に準拠して、目的外使用許可により行うこととし、公社に対して目的外使用許可を行い、公社に入居者との駐車場の賃貸借契約をはじめ、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号の自動車の保管場所を使用する権限を有することを疎明する書面の発行などの事務をさせることとした。

(3) 平成8年に法及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。）が改正され、新たに駐車場が共同施設として位置

付けられ、このことにより駐車場を公営住宅と一体的に整備し、管理を行うことが可能となった。

共同施設をどのように使用させるかは、府が直営で使用承認する方法、法第47条の規定による管理代行を行う者が使用承認する方法があるほか、目的外使用許可により行う方法も可能であり、どの方法をとるかは事業主体の裁量に委ねられているものと解する。

- (4) 法及び施行規則改正後も目的外使用許可が可能であることは、建設省（現国土交通省）から「当分の間従来どおりの取扱いは運用上認められる。」との見解が示されているところであり、本件駐車場の使用許可については、従前から他の駐車場の目的外使用許可を受けている公社に目的外使用許可を与えて、入居者との賃貸借契約に当たらせているところである。本件駐車場の管理は、法令に基づく適正なものであり、特段不当な点はないものと解する。
- (5) 宮山交通委員会の本件駐車場の賃貸借契約への関与は、公社の事業への補助ないし公社の同意のもとに行われている利用調整であるが、府営住宅駐車場の管理を効率的かつ円滑に実施するには、地元自治会その他の者の協力が重要であり、府営住宅駐車場整備の趣旨に反するものでなく、この点について違法とする法令はない。
- (6) したがって、請求人の主張はいずれも理由がない。

## 第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、土木建築部住宅課からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

#### (1) 府営住宅駐車場の管理について

ア 府における府営住宅駐車場の管理は、平成6年度から開始され、府が公社に目的外使用許可を行うという管理形態を採用して現在に至っている。

平成6年当時、駐車場が法上の共同施設又は附帯施設でなかったことから、公営住宅敷地を入居者用駐車場として使用させる場合には、公社等駐車場の管理主体に対して目的外使用許可を行うこと等が局長通知で示されたため、府においてはこれに準拠し、府が公社に対して目的外使用許可を行うことを示した要綱に基づき、府営住宅駐車場の管理を行うこととしたものである。

その後、平成8年に法が改正され、施行規則第1条第6号の規定により公営住宅の駐車場は共同施設として位置付けられたが、建設省（現

国土交通省）から「当分の間従来どおりの取扱いは運用上認められる。」という見解が示されたため、従来の管理形態を継続している。

イ 府営住宅駐車場の管理については、要綱のほかにも府と公社が京都府府営住宅駐車場の管理等に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結している。

ウ 要綱及び協定書に基づく管理業務は、駐車場使用者の決定、駐車場使用契約の締結及び解除、駐車場使用料、保証金その他必要と認める費用の徴収、自動車保管場所使用承諾証明書の発行、駐車場及びその附帯施設の維持管理、団地内の不法・迷惑駐車に対する指導その他駐車場の使用に関し必要な事項の7事項であるが、そのうちからまでについては、自治会その他の者への委託を認めている。

エ 公社は、要綱第13条及び協定書第9条の規定により、駐車場管理運営要綱を定め、府営住宅駐車場の管理運営を行っているが、その業務の一部を自治会に委託している。

公社と自治会との管理委託契約に基づく業務は、駐車場及びその附帯施設の適正な管理を行うことを目的とし、駐車場使用等の問い合わせの対応等、駐車場の秩序保持、駐車場及びその周辺の清掃、駐車場及びその附帯施設の維持管理、不法・迷惑駐車及び不正使用者への指導その他駐車場施設の管理に関し必要なことであり、この契約に対する委託料は、駐車場区画数に月額500円を乗じた金額とされているが、この委託料の用途について府は関与していない。

#### (2) 本件駐車場について

ア 小栗栖西団地には、小栗栖学区及び宮山学区があり、宮山学区に所在する本件駐車場は、平成15年4月から46区画で供用が開始された。平成17年度に更に45区画が整備され、現在では259区画が供用されている。小栗栖西団地全体の駐車場区画数は、合計で585区画が供用されており、団地住戸数は、1,630戸であり、そのうちの宮山学区の団地住戸数は、880戸である。

イ 本件駐車場については、他の府営住宅駐車場と同様に公社に対して目的外使用許可を与え、公社が管理運営を行っており、駐車場使用者との賃貸借契約等に当たっている。

ウ 公社は、駐車場管理に関わる業務の一部を府連協に委託しており、委託料として小栗栖西団地の駐車場区画数に月額500円を乗じた金額が公社から府連協に支出されているが、公社から宮山交通委員会に委託料が支出されている事実は認められなかった。

#### (3) 宮山交通委員会について

ア 宮山交通委員会は、府連協を構成する各棟自治会の連合会のうち、宮山学区の第1連合会、第2連合会及び第6連合会の合同交通問題対策

委員会として組織されている。

イ 宮山交通委員会は、宮山学区内の交通安全のための活動を行っており、本件駐車場において駐車場の秩序保持、駐車場及びその周辺の清掃並びに迷惑駐車及び不正使用者への指導等を行っている。

ウ 宮山交通委員会は、府連協と公社との協議により本件駐車場の使用者の決定や駐車場使用料の徴収に関し、駐車場の使用申込みの取りまとめ及び駐車場使用料の取次ぎなどの補助的行為をしている。

エ 宮山交通委員会が行っている行為については、府連協と公社との協議によるものであり、公社が宮山交通委員会を府連協の内部組織の一つであると認識していたことがうかがわれる。

オ 駐車場使用料の納付については、府連協内の小栗栖学区と同じ方法（駐車場使用料の公社への直接納付）に統一することについて、公社と府連協で既に合意が得られており、本年秋を目途に調整中である。

## 2 判断

上記事実関係により検討すると

(1) 府が整備を行った府営住宅駐車場の管理については、局長通知に準拠して、目的外使用許可を受けた公社が適正に行っていることが認められる。

目的外使用許可については、平成8年の法及び施行規則の改正により、駐車場が共同施設として位置付けられた後にも、建設省（現国土交通省）から「当分の間従来どおりの取扱いは運用上認められる。」との見解が示されているところであり、請求人の主張する法及び条例に違反する違法な財産管理には当たらないと認められる。

(2) 法及び条例において、府は府営住宅及び共同施設についての管理を適正かつ合理的に行うことが求められるが、駐車場の管理には使用者の決定事務の反復や維持管理サービス、臨機の対応等大量の事務が見込まれることから、公社を活用することが効率的であると考えられる。また、府営住宅の入居者には、府営住宅等を正常な状態において維持することが義務付けられているところであり、団地内の生活環境を守るためにも円滑な駐車場管理には地元自治会等の協力が不可欠であると認められる。

(3) 公社は、要綱及び協定書に基づき、駐車場管理運営要綱を定め、たうえで府営住宅駐車場の管理運営を行っている。また、管理委託契約に基づく自治会への委託業務は、駐車場及び附帯施設の維持管理、団地内の不法・迷惑駐車に対する指導その他駐車場の使用に関し必要な事項となっているが、駐車場の使用申込みの取りまとめ等の行為は、駐車場の円滑な利用を図るための補助的な行為と考えられ、要綱に違反するものではない。

(4) 宮山交通委員会の駐車場管理への関与について

は、一義的には府連協内部の問題であるが、宮山学区の交通安全のための活動の一環として関わってきたものと考えられるところであり、その行為のうち疑義の生じた部分については、近く整理が図られる。

(5) 公社が府連協に対し支出している委託料は、駐車場の維持管理や迷惑駐車等に対する指導等に係る委託経費であり、請求人の主張する駐車場使用料の納付收受管理委託料が支出されているという事実はなく、現実に府の損害は発生していない。

なお、請求人が差押の可能性を危惧している宮山交通委員会の会計責任者等の預金口座への駐車場使用料の振込は、公社への直接納付に変更することが、公社と府連協との間で既に合意が得られており、近く実施される。

## 第7 要望

府営住宅駐車場の円滑な管理のためには、地元自治会等の協力を得ることが必要であり、十分な協力が得られるよう努力されたい。